

旭川医科大学施設・環境計画専門部会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年8月23日将来構想検討委員会委員長裁定)

### 旭川医科大学施設・環境計画専門部会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学施設・環境計画専門部会細則（平成16年4月1日将来構想検討委員会委員長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (組織) 第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 (2) 一般教育の教授 2人 (3) 基礎医学講座の教授 2人 (4) 臨床医学講座の教授 2人 (5) 看護学科の教授 1人 (6) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u> (7) 会計課長 (8) 施設課長 (9) 学生支援課長 (10) その他将来構想検討委員会委員長が必要と認めた者 若干人 2 (略) (略)	(略) (組織) 第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 (2) 一般教育の教授 2人 (3) 基礎医学講座の教授 2人 (4) 臨床医学講座の教授 2人 (5) 看護学科の教授 1人 (6) <u>総務部長</u> (7) 会計課長 (8) 施設課長 (9) 学生支援課長 (10) その他将来構想検討委員会委員長が必要と認めた者 若干人 2 (略) (略)

附 則

この細則は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第6号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。